

# 富里市避難行動要支援者 避難支援ガイド

(要配慮者 (避難行動要支援者) 用)

～支援を必要とする方へ～

富里市 (平成 30 年 10 月)

# 1 避難行動要支援者制度について

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。

また、実際に災害が発生した場合には、行政の対策である「公助」には限界があることから、本人またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることはこれまでの災害の経験から明らかになっています。

そのため、「自助」「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」「共助」「公助」がそれぞれ最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

市では、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「富里市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を定めました。この計画は、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもので、自助・地域（近隣）の共助及び行政機関による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的に策定しました。

本ガイドは、自分たちでできる取組や普段からの備えなどの対策についてまとめました。

## 2 避難行動要支援者名簿について

- (1) 避難行動要支援者名簿は、災害時に避難に時間のかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりに活用します。そのため、避難行動要支援者本人の同意のもと避難支援に協力いただける方に名簿を提供します。
- (2) 提供する名簿には、①「氏名」②「生年月日」③「性別」④「住所又は居所」⑤「電話番号など連絡先」⑥「障害程度、要介護度などの程度」⑦「避難支援等を必要とする事由」などが掲載されます。
- (3) 名簿の提供先は、①消防機関、②千葉県警察、③民生委員・児童委員、④社会福祉協議会、⑤区・自治会、自主防災組織です。

### 3 自助・共助・公助の役割について

自助	自分の身は自分で守ることを基本とし、自らの確な防災行動の実施に努めます。
共助	自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個人個人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。
公助	避難行動要支援者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整えます。

#### 《要配慮者本人・家族の役割》

平常時	避難行動時	避難後
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害に備えた事前の話し合い</li> <li>○自らの避難計画の作成</li> <li>○命を守るための個人情報の提供 (自治会等への提供・避難行動要支援者名簿への登録)</li> <li>○行事等に参加するなど地域との関係の維持</li> <li>○自治会等や支援者グループとの関係構築</li> <li>○非常持ち出し品等を備える</li> <li>○薬剤・器材等の備蓄</li> <li>○避難訓練への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入手しにくい薬剤・器材等を持ち出す</li> <li>○かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報を携帯</li> <li>○区・自治会、自主防災組織など避難支援者に自ら連絡をとって避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所管理者等にニーズを的確に伝える</li> </ul>

※要配慮者（避難行動要支援者）とは、防災上の配慮を必要とする「高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者」です。

## 4 災害時避難行動要支援者支援に向けた

### 基本的な考え方

避難支援の主な内容は、①情報伝達、  
②安否確認、  
③避難支援 　　です。

災害時避難行動要支援者支援は、災害時避難行動要支援者を必ず助けることができることを保証する取組ではありません。

また、支援はあくまで日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるもので、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

お問い合わせ先	
障がい者支援に関すること	健康福祉部社会福祉課 電話番号：0476-93-4192
高齢者支援に関すること	健康福祉部高齢者福祉課 電話番号：0476-93-4981
障がい者世帯に属する子どもの支援に関すること	健康福祉部子育て支援課 電話番号：0476-93-4497
母子手帳交付者支援に関すること	健康福祉部健康推進課 電話番号：0476-93-4121
防災対策全般に関すること	市民経済環境部 市民活動推進課防災室 電話番号：0476-93-1114

## 要配慮者(災害時避難行動要支援者)の取組 (平常時の備えと災害時の対応)

災害発生時に身の安全を確保し、被害を最小限にするために、次のような取組のうち自分でできる災害への備えに努めましょう。

### ①身近な人とコミュニケーション

- ・日頃から、隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などにも積極的に参加し、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

【特に要配慮者(災害時避難行動要支援者)のうち、自ら避難することが困難で支援を必要とする避難行動要支援者の方は、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援協力者等への個人情報の提供についての同意をしていただくとともに、日頃から積極的に身近な人たちとのコミュニケーションを図ってください。】

### ②必需品、生活用品の確保

- ・ご自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、食料・水などの生活用品等を準備しておきます。特殊な医薬品・医療器具を使用している場合はおおむね1週間分確保しておきましょう。

非常持ち出し品(リュックサックなどに持ち出せるよう準備しておきましょう)

- ①通帳 ②現金 ③免許証などのコピー ④非常食 ⑤水  
⑥衣類・タオル ⑦救急用品 ⑧おむつなど衛生用品 ⑨ラジオ・懐中電灯・靴  
⑩防災マップ ⑪その他必要なもの

\*家族構成によって必要なものが異なりますので、必要なものを記入しましょう  
(例:常備薬、粉ミルク、アレルギー対応食品など)

### 非常備蓄品

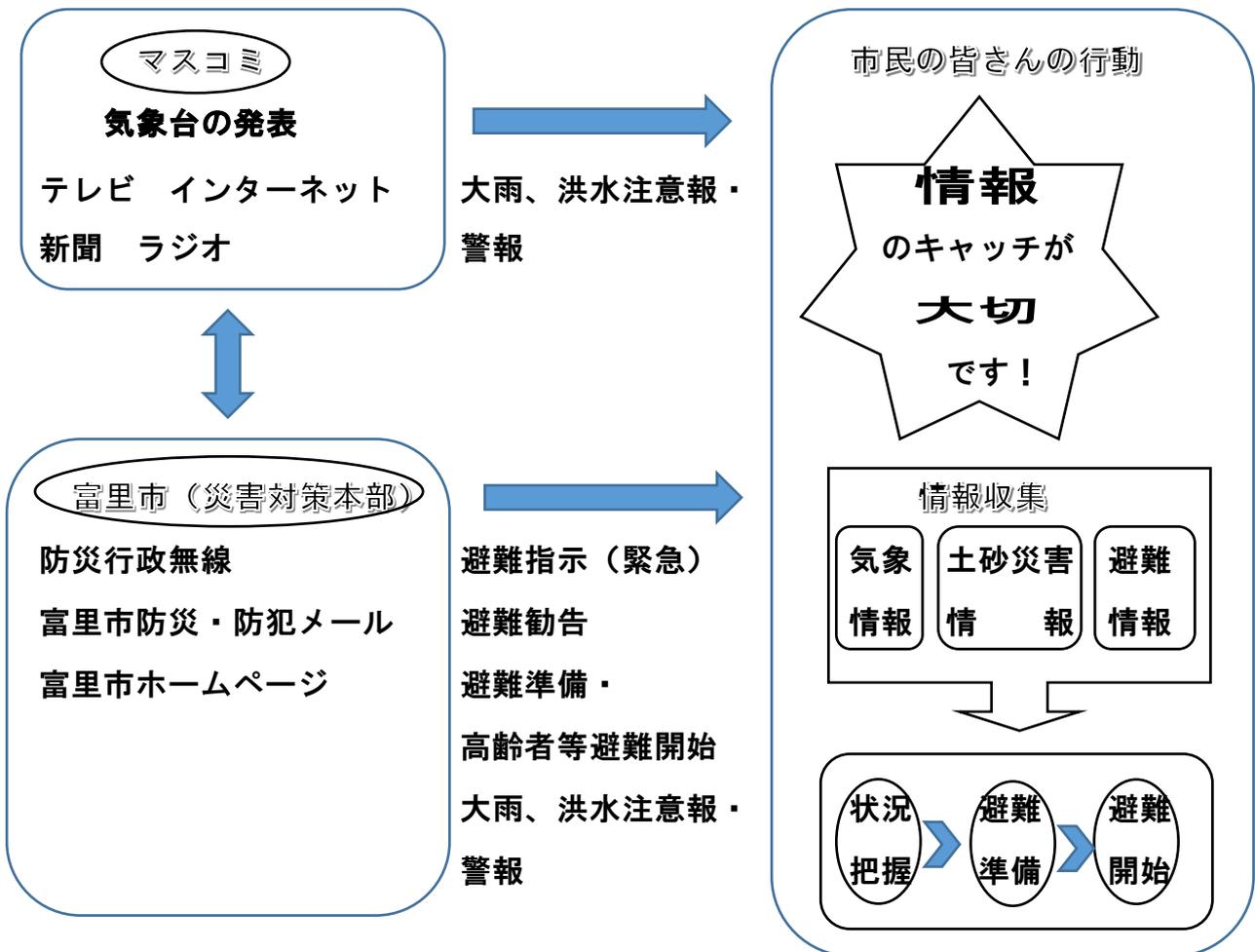
救援活動が受けられるまで自活するための備蓄品です。

家族が1週間程度過ごすために必要な量が目安です。

レトルト食品 カップラーメン カセットコンロ ガスボンベ

### ③災害情報の入手手段等の確認

- ・日頃から、地震、大雨・洪水などの災害情報の入手方法について、「富里市防災防犯メール」、テレビ、ラジオ、インターネット等、ご自身の状況に応じた可能な方法を確認し、必要な機器の準備に努めましょう。特に停電時には、電池で動くラジオなどが有効ですので、備えておきましょう。
- ・市（災害対策本部）から防災行政無線の屋外拡声器や広報車等で災害情報をお知らせしますので、災害時は落ち着いて行動ができるよう日頃から備えておきましょう。



#### 富里市防災・防犯メールを登録しましょう

市では、携帯電話やパソコンで手軽に気象情報などの防災情報を受け取ることができます。

登録方法 [info-tomisato@sg-m.jp](mailto:info-tomisato@sg-m.jp) にメール又はQRコードより登録



#### テレビでも防災情報が確認できます

地上デジタル放送（dボタン）で、気象情報などの防災情報が確認できます。